

定期健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、京都府公立大学法人教職員安全衛生管理規程第12条に基づく定期健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員とする。ただし、当該年度中に人間ドックを受診する教職員を除くものとし、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員は、定期健康診断の受診に代えることができるものとする。

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に規定する特定業務従事教職員及び経過観察者等特に必要と認める教職員を除き、定期健康診断は年1回の受診とする。

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

令和8年6月～令和9年3月

4 検診機関

- (1) 法人本部総務室長の指定する医療機関
- (2) 府立医科大学附属病院、附属北部医療センター（二次・三次検診）

5 検診項目

次のとおりとする。

(1) 一次検診

- ア 問診・内科診察
- イ 身体計測（身長、体重、腹囲）
- ウ 視力検査
- エ 聴力検査
- オ 胸部X線撮影
- カ 血圧測定
- キ 尿検査（糖、蛋白及びウロビリノーゲン）
- ク 血液一般検査（赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット、血小板数）
- ケ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、LDH、総蛋白、総ビリルビン）
- コ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- サ 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）
- シ 腎機能検査（尿素窒素、クレアチニン）
- ス 痛風（尿酸）
- セ 心電図検査

(2) 精密検査（医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 受診の方法

(1) 一次検診

受診者は、「健康診断受診票」により受診するものとする。

(2) 精密検査

受診者は、「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」又は「共済組合資格確認書」及び「精密検診依頼書」により受診するものとする。

7 結果の通知

(1) 一次検診

各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、「受診結果一覧表」及び「個人結果通知書」により速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

(2) 精密検査

受診者は、検診機関から「精密検診受診結果」を得て、総務課長等に提出する。総務課長等は受診結果について京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後速やかに所属長に通知するものとする。

8 保健指導

産業医は検診の結果、特に必要があると認められる教職員に対しては、保健指導を行うものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

京都府公立大学法人教職員服務規程第10条の規定により専免とする。

情報機器作業従事教職員健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、情報機器作業に従事する教職員の健康を確保し、業務に起因する疾病を予防するため、その健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

情報機器作業に従事する教職員のうち希望する者

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

(1) 従事前検診

新たに情報機器作業に従事する前の時期

(2) 経過観察検診

従事前検診を受診し、情報機器作業に従事した後、6箇月を経過した時期

(3) 定期検診

令和7年6月～令和7年9月

(4) 一般定期健康診断時検診

令和7年6月～令和7年9月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 従事前検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

イ 経過観察検診及び定期検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

ウ 一般定期健康診断時検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「情報機器作業従事教職員健康診断個人票」により、受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後の検診結果の報告を得たときは、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

出張

自動車等運転業務従事教職員健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、自動車等の運転業務に従事する教職員の健康診断について、必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

自動車等の運転を本来業務として従事する教職員

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。（定期健康診断第2クール時に実施する予定）

令和8年12月～令和9年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

- ア 問 診
- イ 身体計測
- ウ 握力の測定
- エ 視力及び乱視の検査
- オ 聴力検査
- カ 尿検査（蛋白、糖、ウロビリノーゲン及び潜血）
- キ 血圧測定
- ク 腰部X線検査（正面と側面の2方向）
- ケ 心電図検査
- コ 神経機能検査（腱反射及び病的反射等）

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「自動車等運転業務従事教職員健康診断個人票」により、受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

出張

肺がん検診実施要領

1 趣 旨

この要領は、教職員の生活習慣病対策の一環として、肺がんを早期に発見し、もって教職員の健康管理に資するため、その検診についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員のうち希望する者とする。ただし、当該年度中に人間ドック、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員を除く。（人間ドックにおいて肺がん検診を受診していない場合はこの限りではない。）

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

令和8年 6月～令和8年9月

令和8年12月～令和9年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 胸部X線写真（定期又は結核健康診断時に撮影）の読影

イ 問診（調査票による）

ウ かくたん細胞診（問診で必要と認めた場合）

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 受診の方法

受診希望者は、「健康診断受診票」により、受診するものとする。また、二次検診を受診する場合は、「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」又は「共済組合資格確認書」及び「精密検診依頼書」により受診するものとする。

7 結果の通知

各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）は検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

8 受診の際のサービスの取扱い

京都府公立大学法人教職員服務規程第10条の規定により専免とする。

胃がん・大腸がん検診実施要領

1 趣 旨

この要領は、教職員の生活習慣病疾患（胃がん、大腸がん、肝臓疾患及び糖尿病等）を早期に発見し、もって教職員の健康管理に資するため、その健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員のうち希望する者とする。ただし、当該年度中に人間ドック（節目年齢）、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員を除く。また、上部消化管造影検査については、妊婦及び過去において胃部の手術を受けた教職員を除くものとする。

3 検診日時及び場所

次の期間で、検診機関の指定する日時及び場所とする。

- (1) 胃がん検診 : 令和8年12月～令和9年3月
- (2) 大腸がん等検診 : 令和8年6月～令和8年9月
令和8年12月～令和9年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 胃がん検診

問診に加えて下記の①②いずれかを選択するものとする（①②の併用不可）

- ① 上部消化管造影検査
- ② ヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）抗体検査（血液検査）

イ 大腸がん等検診

問診 及び 便検査（潜血（2回法））

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合。）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に受診希望者名簿を提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「健康診断受診票」により、受診するものとする。二次検診を受診する場合は、「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」又は「共済組合資格確認書」及び「精密検診依頼書」により受診するものとする。

8 結果の通知

(1) 一次検診

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けた時は、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

(2) 二次検診

受診者は、検診機関から「精密検診受診結果」を得て、総務課長等に提出し、総務課長等は受診結果について京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後、速やかに所属長に通知するものとする。

9 受診の際の服務の取扱い

京都府公立大学法人教職員服務規程第10条の規定により専免とする。

有機溶剤業務等従事教職員健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、労働安全衛生法第66条第2項及び第3項に基づく有害な業務のうち、次項の各号に掲げる業務に従事する教職員の健康診断について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象教職員

(1) 有機溶剤業務従事教職員

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第22条第1項第6号に定める業務に従事する教職員

(2) 鉛業務従事教職員

令第22条第1項第4号に定める業務に従事する教職員

(3) 特定化学物質業務従事教職員

令第22条第1項第3号に定める業務に従事する教職員

(4) 粉じん作業従事教職員

じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条に定める業務に従事する教職員

(5) 歯又はその支持組織に有害な業務に従事する教職員

令第22条第3項に定める業務に従事する教職員

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

ア 第1回 令和8年6月～令和8年9月

イ 第2回 令和8年12月～令和9年3月（粉じん作業に従事する教職員を除く。）

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 有機溶剤業務

- ・ 問 診（自他覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査、既往歴調査を含む。）
- ・ 必要に応じ、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）別表に掲げる検査

イ 鉛業務

- ・ 問 診（自他覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査、既往歴調査を含む。）
- ・ 尿 検 査（デルタアミノレブリン酸）
- ・ 貧血検査（血液中の鉛の量）

ウ 特定化学物質業務

- ・ 問 診（自他覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査を含む。）
- ・ 必要に応じ、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）別表第3の項目欄に掲げる検査

エ 粉じん作業

- ・ 問 診（自他覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査を含む。）
- ・ 胸部X線直接撮影

オ 歯又はその支持組織に有害な業務

- ・ 歯科医師による検診

- (2) 二次検診（一次検診の結果、医師又は歯科医師が必要と認める場合）
医師又は歯科医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「有機溶剤業務等従事教職員健康診断個人票」により受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際の服務の取扱い

出張

電離放射線健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、放射線業務に常時従事する教職員で管理区域に立ち入る者の健康診断について、必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

放射線業務に常時従事する教職員で管理区域に立ち入る者

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

ア 第1回 令和8年 6月～9月

イ 第2回 令和8年12月～令和9年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 問 診（被ばく歴の有無の調査及びその評価）

イ 白血球数及び白血球百分率の検査

ウ 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

エ 白内障に関する眼の検査

オ 皮膚の検査

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「電離放射線健康診断個人票」により、受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際の服務の取扱い

出張